

福岡県公報

平成二十八年二月十二日
第三千七百六十七号
増刊 ①

目次

規 則 (第五号―第八号)

○ 知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課) …………… 一

○ 福岡県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課) …………… 一五

○ 知事が取り扱う個人情報保護の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(県民情報広報課) …………… 一五

○ 福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

(行政経営企画課) …………… 一五

規 則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第五号

知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成十三年福岡県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十条」を「第二十条第二項」に改める。

様式第一号から様式第十一号までを次のように改める。

様式第 1 号（第 2 条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地）
（〒 ）

請 求 者

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（ ）
（連絡先又は連絡担当者が上記と異なる場合は、その連絡先又は連絡担当者）

（〒 ）

福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

<p>請求する公文書の名称等 請求する公文書が特定できるよう、公文書の名称、内容等をできるだけ具体的に記載してください。</p>	
<p>求める開示の方法 該当する□内にレ印を記入してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 閲 覧 <input type="checkbox"/> 視聴取 <input type="checkbox"/> 写しの交付 （ <input type="checkbox"/> 郵送希望）</p>

※ 事務担当課等記入欄

事務担当課等			
文書目録の登録事項	分類記号	完結年度	保存庫の棚番号
備考			

様式第 2 号（第 3 条関係）

公文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） — 内線（ ）		

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課等まで連絡してください。

様式第 3 号（第 3 条関係）

公文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付で開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名			
公文書の開示を実施する日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後
	場 所		
開示しない部分及び理由	福岡県情報公開条例（ 年福岡県条例第 号） 第 条 第 号に該当		
	該当号	説 明	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係		
	電話番号（ ） - 内線（ ）		
〔*開示しない部分について、開示することができることとなる期日が明らかな場合〕 当該公文書は、年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。			

注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

2 指定された日時に来られない場合は、あらかじめその旨を電話等により事務担当課まで連絡してください。

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 4 号（第 3 条関係）

公文書非開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名		
開示しない理由	福岡県情報公開条例（ 年福岡県条例第 号） 第 条 第 号に該当	
	該当号	説明
事務担当課等	部・局・所 課・室 係	
	電話番号（ ） - 内線（ ）	
〔*公文書を開示することができることとなる期日が明らかな場合〕 当該公文書は、年 月 日以降に開示できますので、その日以後改めて請求してください。		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

開 示 決 定 等 期 間 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 1 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
延長後の決定期間	年 月 日 まで
延長の理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () - 内線 ()

様式第 6 号 (第 5 条関係)

開 示 決 定 等 期 間 特 例 延 長 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けで開示請求のあった公文書については、福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 1 3 条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
延長前の決定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開示請求に係る公文書のうちの相当の部分について開示決定等をする期間	年 月 日 まで
残りの公文書について開示決定等をする期限	年 月 日
福岡県情報公開条例第 1 3 条を適用する理由	
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () - 内線 ()

様式第 7 号（第 6 条関係）

事 案 移 送 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



年 月 日付けであった開示請求について、福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

開示請求に係る公文書の件名	
移送した実施機関の事務担当課等	部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
移送を受けた実施機関及び事務担当課等	実施機関 事務担当課等 電話番号（ ） — 内線（ ）
移送した日	年 月 日
移送した理由	

注 本件開示請求に係る開示決定等については、移送を受けた実施機関が行います。
御不明な点は、移送を受けた実施機関の事務担当課等にお問い合わせください。

様式第 8 号（第 7 条関係）

意 見 照 会 書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が記録された公文書について開示請求がありましたので、当該公文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第 1 5 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該公文書を開示することにつき御意見があるときは、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る公文書の件名	(開示請求の年月日 年 月 日)
開示請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当課等）	所在地（〒 ） 名 称 部・局・所 課・室 係 電話番号（ ） — 内線（ ）
意見書の提出期限	年 月 日

別 紙

開 示 決 定 等 に 係 る 意 見 書

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
(〒)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり意見を提出します。

<p>開示請求に係る公文書の件名</p>	
<p>上記公文書の開示に反対する意思の有無 〔 該当する番号を○で 囲んでください。 〕</p>	<p>1 有 2 無</p>
<p>公文書の開示による支障 (不利益) の具体的内容 〔 上記で1を選択した場合 に記載してください。 〕</p>	

様式第 9 号（第 7 条関係）

意見照会書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に基づき、次のとおり、あなた（貴団体）に関する情報が記録された公文書について開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同条例第 15 条第 2 項の規定により、御意見を伺いますので、当該公文書を開示することについて御意見がある場合は、別紙「開示決定等に係る意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の提出がない場合は、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る公文書の件名	(開示請求の年月日 年 月 日)
開示請求に係る公文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
福岡県情報公開条例第 15 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の適用の区分及び当該規定を適用する理由	条例第 15 条第 2 項第 号適用 (理由)
意見書の提出先 (事務担当課等)	所在地 (〒) ----- 名 称 ----- 部・局・所 ----- ----- 課・室 ----- 係 電話番号 () ----- 内線 ()
意見書の提出期限	年 月 日

別 紙

開 示 決 定 等 に 係 る 意 見 書

福岡県知事 殿

年 月 日

住 所 (法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地)
(〒)

氏 名 (法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

連絡先又は連絡担当者

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る公文書の件名	
上記公文書の開示に 反対する意思の有無 (該当する番号を○で 囲んでください。)	1 有 2 無
公文書の開示による支 障 (不利益) の具体的 内容 (上記で 1 を選択した場合 に記載してください。)	

様式第 1 0 号（第 7 条関係）

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事

印

年 月 日付けであなた（貴団体）から「開示決定等に係る意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり開示することを決定しましたので、福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。

開示決定した公文書の 件名	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号（ ） — 内線（ ）

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

審 査 会 諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

福岡県知事



福岡県情報公開条例（平成 1 3 年福岡県条例第 5 号）第 1 1 条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求については、同条例第 2 0 条第 1 項の規定により福岡県情報公開審査会に諮問しましたので、同条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る公文書の件名	
審査請求に係る開示決定等の件名	
審査請求の内容	(1) 審査請求年月日 (2) 審査請求の趣旨
諮問をした日	年 月 日
事務担当課等	部・局・所 課・室 係
	電話番号 () - 内線 ()

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県情報公開審査会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六号

福岡県情報公開審査会規則の一部を改正する規則

福岡県情報公開審査会規則（昭和六十一年福岡県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「もつて」を「もつて」に改める。

第五条第二項中「もつて」を「もつて」に改め、同条第三項中「、その定めるところにより」を削り、「もつて」を「もつて」に改める。

第七条の見出し中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条中「、又は条例第二十九条第一項の規定により閲覧をさせ」を削り、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第九条中「諮つて」を「諮つて」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年二月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則（平成十七年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第四十一条」を「第四十一条第二項」に改める。

様式第四号から様式第五号の二まで、様式第十一号、様式第十一号の二、様式第十三号から様式第十四号の二まで及び様式第二十号から様式第二十一号の二までの規定中「600」を「300」に、「300」に、「添付申立て」を「職権請求」に、「対応の決定」を「対応の裁決」に改める。

様式第二十四号及び様式第二十四号の二中「不服申立て」を「審査請求」に、「第40条」を「第41条第1項」に、「同条第41条」を「同条第2項」に、「不服申立書」を「職権請求書」に改める。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十八年二月十二日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第八号

福岡県立公文書館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県立公文書館条例施行規則（平成二十四年福岡県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第十七条に次のただし書を加える。

ただし、条例第十三条第一項の規定により知事が諮問する事項に係るものについては、総務部行政経営企画課において処理する。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。